

資料 229-1-1

総 情 企 第 3 2 号
令 和 3 年 3 月 1 9 日

郵政民営化委員会
委員長 岩田 一政 殿

総 務 大 臣 武 田 良 太

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う
日本郵便株式会社法第6条第1項の規定に基づく省令案について

標記について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第6条第1項の規定に基づく省令の改正に当たり、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第91条の規定に基づき、別紙案について、貴委員会の意見を求めます。

○日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（郵便局の設置基準等）</p> <p>第四条 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、いずれの市町村（特別区を含む。）においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う会社の営業所（関連銀行の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う会社の営業所（関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。</p> <p>「3・4 略」</p> <p>5 第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。</p> <p>「一・五 略」</p> <p>六 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第○○号）第二条第二項の規定により公示された地域</p> <p>「七 略」</p>	<p>（郵便局の設置基準等）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>「2 同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「同上」</p> <p>「3・4 同上」</p> <p>5 第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。</p> <p>「一・五 同上」</p> <p>六 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定により公示された地域</p> <p>「七 同上」</p>